

決算特別委員会 厚生分科会 分科会長報告

厚生分科会に委嘱になりました認定6件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、認定第1号 令和2年度横手市一般会計歳入歳出決算の認定についての中で、当分科会に委嘱になりました部分に対する、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出2款総務費では、「マイナンバーカードの交付方法について」の質疑がありました。

次に、3款民生費では、「地方創生臨時交付金事業のオンライン面会システム構築事業について、有効な事業だと感じたが、550万円の予算に対し280万円の不用額となっている。この分析と事業後の実態把握はどうなっているか」との質疑に対し、当局より、「この交付金以外にも使える補助金があったため、結果として12施設への交付となった。事業後の調査は行っていないが、高齢者同士の通信が思うようにできず、どうしたらよいかといった相談を受けることがある。この状況はしばらく続くと思われるので、施設側と一緒に効果的な活用方法を模索したい」との答弁がありました。

また、「児童福祉費において、約1億7,000万円の補正額に対し、2億5,800万円の不用額となった理由は何か」との質疑に対し、当局より、「児童措置費、特に子どものための教育・保育給付費の性質上、どうしても予算と決算の差額が生じてしまう。また、令和2年度は新型コロナウイルス対策の臨時給付金等、国の交付金事業が多くあったため、精査が困難であった」との答弁がありました。

これについて、委員より、「福祉関連の事業は、精査が難しいのは理解するが、補正額を上回る不用額というのはいかがなものかを感じる。申請を待つだけでなく、対象者に支援がしっかりと行き渡るよう実態把握、予算積算に努めてほしい」との意見がありました。

また、「令和2年度豪雪対応事業において、雪下ろし費用として343万円あまりの支出があったが、対象世帯の選定基準はあったのか。また、選定は危機管理課が行ったのか」との質疑に対し、当局より、「災害救助法の危険排除に該当する家屋を福祉部局や地域局と連携して絞り込んだ。選定にあたっては、生活保護世帯や障がい者世帯、頼れる親族がない

世帯、業者が対応できるかどうかなどの情報を集め順番に全て実施した」との答弁がありました。

また、「自衛隊派遣の報道を受け、雪下ろしをしてもらえると解釈した市民も多かったが、実際に対象となったのは16世帯であった。事前の調整でどうにかならなかったのか」との質疑に対し、当局より、「高齢者や障がい者等、対象世帯数を一定の条件で試算したところ、数千世帯にのぼるとの情報が県を通して報道されたものである。自衛隊は平等性を強く求めるため、孤立の恐れがある集落を中心に現地確認等を行った結果、誰もが納得する形で緊急に支援が必要と判断されたのが16世帯であった」との答弁がありました。

このほか、「避難行動要支援者名簿整備事業の進捗状況」や「コロナ禍によるファミリー・サポート・センター事業への影響」についての質疑がありました。

次に、4款衛生費では、「健康の駅トレーニングセンターの利用料が改定され、市外在住の方は市民の倍の料金になったが、利用者の反応をどう受け止めているか」との質疑に対し、当局より、「市外在住の方からは、「これまで心苦しい思いで利用しており、倍になったことがむしろ適正で良い」との声が寄せられている」との答弁がありました。

また、「地球温暖化防止対策事業の進捗状況をどのように評価しているか」との質疑に対し、当局より、「本来は、地中熱によるヒートポンプ装置の暖房等、幅広い活用を目的とした補助事業であったが、大方が地下水の融雪利用に偏るなど、目的と離れつつある。今年度、第2次環境基本計画を策定したばかりであるが、国の脱炭素に向けた取り組み状況に配慮しながら、事業内容の見直し等検討を重ねていく」との答弁がありました。

これについて、委員より、「国も県も再生可能エネルギーの推進に力を入れているが、市としての方向性が見えてこない。時間はかかると思うが、有効性のある取り組みに期待したい」との意見がありました。

このほか、「コロナ禍によるゴミ排出量への影響」についての質疑がありました。

本決算について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第2号 令和2年度横手市国民健康保険特別会計歳入歳出

決算の認定について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「コロナ禍の影響による国保税の減免について、要件に当てはまるにもかかわらず適用から漏れている方がいるのではないかと心配するがどうか」との質疑に対し、当局より、「相談に来た方には、通常の減免とコロナの減免について併せて説明をしている。コロナの減免は、令和2年度実績で42件962万円となっている」との答弁がありました。

これについて、委員より、「これまで減免措置を的確に行ってきたことが収納率の高さに表れていると考える。いま一度、全庁一体となって適切な対応をお願いしたい」との意見がありました。

本決算について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号 令和2年度横手市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「保険料改定による影響を心配したが、不満の声は少ないようだ。どう分析しているか」との質疑に対し、当局より、「保険料が上がったことへの意見等はそれほど多くはなく、それよりは特例軽減の廃止に対する意見の方が多かったと感じている。保険料は比較的スムーズに改定されたと考えている」との答弁がありました。

また、「後期高齢者医療広域連合への納付金1,200万円あまりが不用額となっているが、コロナ禍による高齢者の受診控えによる医療費減少といった影響はあるのか」との質疑に対し、当局より、「広域連合の試算により予算措置しているが、実績とのズレを減額補正しなかったことにより生じた不用額である。高齢者の受診件数は例年とほぼ同じであり、医療費については医療の高度化等により、むしろ若干増えている状況である」との答弁がありました。

本決算について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号 令和2年度横手市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「居宅介護住宅改修費は重要な施策と考えるが、決算額約1,400万円は少ないと感じる。基準緩和を含め、もっと対象者に寄り添った事業にすべきと考えるが、どう分析しているのか」との質疑に対し、当局より、「介護保険給付で対応

するには国の細かな基準があり、一人あたり 20 万円の上限もあるため事業費が急に増えることはない。日々の相談には応じており、ケアマネジャーによる住宅改修の勉強会も開催している。基準緩和については、介護保険給付ではなく市の一般施策として、関係部局と連携しながら取り組んでいきたい」との答弁がありました。

また、「介護用品支給券支給事業について、介護用品が必要にも関わらず対象とならない方もいるようだ。現在の支給要件はどのように決められているのか。また、問題意識を持って取り組んでもらいたいと思うがどう考えるか」との質疑に対し、当局より、「かつて、介護保険給付の予防事業で実施していた際の国の基準を引き継いでいるが、国の基準が厳しくなる中で市の任意事業として継続していることはご理解いただきたい。今後もニーズを把握しながら取り組んでいきたい」との答弁がありました。

このほか、「施設入所待機者や一人暮らし高齢者、低所得世帯等、不安を抱えている方への情報提供や丁寧な対応」についての意見がありました。

本決算について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第 5 号 令和 2 年度横手市市営介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第 10 号 令和 2 年度横手市病院事業会計決算の認定について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「全国的には、コロナ禍により通常の医療体制に支障があったとの話を聞く。当市では感染者数は少ないが、影響と今後の展望はどうか」との質疑に対し、当局より、「一時的に手術や検査の延期、患者の受診控え等、影響は確かにあったが、現在は回復に向かっている。治療方法は着実に進歩しており、ワクチン接種により季節性インフルエンザに近い形で対応できるようになるなど、やがて日常的な医療が戻ってくると考えている。緊張は続くが、ポストコロナに向けて体制を検討していく」との答弁がありました。

また、「自治体病院の責務として、感染症拡大等、有事に対応しなければならず、平時から余裕を持った人員体制が必要と考える。そのためには財政的にも病院を守る姿勢が必要と考えるが、一般会計からの出資基

準についてどう考えているか」との質疑に対し、当局より、「地域医療を支えるために万全の体制をとるのが利用者の声であり、基本スタンスである。しかしながら、公営企業法の適用を受ける病院事業は経済性の確保が原則であり、有事に備えて余裕を持った体制をとるということは難しい。地域医療を支え、市民の負託に応える使命とのバランスを取りながら、どれだけ弾力的な運営をしていくかがカギになると考える」との答弁がありました。

このほか、「大規模改修工事の状況」についての質疑がありました。

本決算について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

決算特別委員会 産業建設分科会 分科会長報告

当分科会に委嘱になりました認定6件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、認定第1号 令和2年度横手市一般会計歳入歳出決算の認定についての中で、当分科会に委嘱になりました部分に対する、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出4款衛生費では、「浄化槽設置後の水環境把握の現状」についての質疑がありました。

次に、5款労働費では、緊急雇用対策事業について、「新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中で、市として本来の対策となったのか」との質疑に対し、当局より、「国の雇用調整助成金との併用により、市内企業の雇用維持を支援してきた。解雇をできるだけ防ぐという部分ではこの事業がその側面を支えるような役割を担っており、効果があったと判断している」との答弁がありました。

次に、6款農林水産業費では、農業経営支援事業について、「耕作放棄地が増え、農地の総面積が減り、高齢の方や家族営農については先行きが暗い状況にあると感じる。特に果樹は加速度的に厳しい状況になっているとのことだが、こうした現状を踏まえ、どのような対策を講じるつもりか」との質疑に対し、当局より、「水田の場合、耕作放棄地になる原因として、作付けに不便な場所や地主がいないことなどがある。昨年度、人・農地プランの実質化を市内全域で行ったが、農業公社をはじめ、関係機関と連携を取りながら、担い手の確保と効率的な農地の集約、集積を行っていく必要があると考えている。また、果樹については、樹園地を拡張したい担い手と廃業したいと考えている方とのマッチングを行っている。各関係機関と連携を取りながら地域ごとの特性を見出し、できるだけ農地を減らさないことを念頭に取り組んでいきたい」との答弁がありました。

また、「中山間地で、人がいなくなり、基盤整備が捗っておらず、経済的にも苦しいというケースがあると思う。山菜を取れるところにしたり、リンゴを諦め、桃にしたりする農家もあり、こうした作物誘導はどのようにされているのか。また、市として政策的に、農産物の多品目化、ブランド化、そして6次産業化と結び付け、農業者に魅力ある農業という

ことを知っていただく必要もあると思うが、どうか」との質疑に対し、当局より、「作物誘導については、JAでもリスク管理の意味からある程度進めている。中山間地域の交付金がある地域については将来的な計画を立ててはいるが、高齢化という現状を見ると別の視点での話し合いも必要だと思う」との答弁がありました。

また、作物振興事業について、「園芸協定を結んだ後も作付け面積が年々減少している現状がある。これを維持するために、どのようなことを考えているか」との質疑に対し、当局より、「よこて農業創生大学事業のアクションプランの中でも目標値を定めており、市の単独の機械導入等に対する助成については農家から積極的に活用いただいているが、作付け面積は減ってきている。抜本的な対策は難しい部分もあるが、農家のニーズなどもさらに調査しながら必要な支援をしていくよう取り組んでいきたい」との答弁がありました。

このほか、「パワーアシストスーツの利用促進による果樹農家の負担軽減」や「6次産業化推進支援事業補助金の現状」、「有害鳥獣対策の現状」、「ナラ枯れ対策」、「林道の維持」などについて質疑がありました。

次に、7款 商工費では、展望台費について、「催事、展示など人を呼びこむ工夫をされているのか。また、今年3月末で終了したライブカメラの必要性を含め、この600万円の決算額は妥当なのか」との質疑に対し、当局より、「展示については、市が所有している文化的な素材を活用し、年に数回の展示替えを実施している。また、県立博物館から借用したものを展示したり、子供たちにも足を運んでもらうような工夫もしている。また、横手の街並みも一望できるなど、眺望が素晴らしいということも売りにして人を呼び込む努力をしている。ライブカメラについては、試行的に業者の厚意で付けていたが、費用対効果を考え、取り外した経緯がある。再導入も選択肢の一つとし、様々な部分で、展望台の魅力向上について考えていきたい」との答弁がありました。

これについて、委員より、「限られたスペースではあるが、試行錯誤してさらに努力していただきたい。また、展望台のライトアップについて、横手のシンボルとして点いていないとやはり寂しい。電気料が大きくかかるものではないため、間接照明だけでもお願いしたい」との意見がありました。

また、横手産品販路拡大事業について、「バイヤーを招へいたことだが、その内容はどのようなものか」との質疑に対し、当局より、「昨

年の6月に県の東京事務所と連携し、東京に所在するセレクトショップのバイヤーを招へいした。市内の事業所を訪問していただき、最終的には事業所のPB（プライベートブランド）商品への採用や、さいたま市での横手フェアの開催に結びついた」との答弁がありました。

このほか、「真人山荘の修繕」などについて質疑がありました。

次に、8款土木費では、「街路灯のLED化の進捗状況はどうか。また、LEDに換えるという初期投資をして、現在その分がマイナスとなっているが、光熱水費等の減額によりプラスに転じるまで、どのくらいかかるのか」との質疑に対し、当局より、「LED化事業は終了した。また、LED街路灯の購入額は約1億円であるが、平成28年度からLED化事業により光熱水費が減額になっており、その累計額は令和2年度において購入額を超えている」との答弁がありました。

本決算について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立多数により、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第6号 令和2年度横手市市営温泉施設特別会計歳入歳出決算の認定について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「一般質問によると、ゆとりおん大雄については、利用者がとても困っていて、危険な状況さえあるとのことだが、管理側としてどのように把握されているのか。また、実際にそういった苦情はあるのか」との質疑に対し、当局より、「主なものとして屋上の防水シートの不具合と外壁のひび割れがあり、応急処置は施しているが根本的な解決には至っていない。常連のお客様が多いこともあるが、常時苦情をいただいている状況ではなく、運営上で対応している」との答弁がありました。

また、これについて、「一気に改修することはできないと思うが、何もせず黙っているのはまずいのではないか。赤字だからといって利用者に我慢を強いているのは不自然で、直営でやる以上は利用者に迷惑がかからないように、時間をおかずにきちんとした方向性を出すべきだと思うがどうか」との質疑に対し、当局より、「施設管理については、サービスを提供している以上、状況をきちんと説明し、お客様の安全を確保しながら営業していきたい。また、指摘があった施設の方向性については、現在検討しており、議会にも相談できる段階で速やかに相談しながら施設の在り方を詰めていきたい」との答弁がありました。

また、「直営3施設について、来ていただくお客様については、直営な

りのサービスが100%できていると理解して良いか」との質疑に対し、当局より、「老朽化が進んでいる部分や不具合が生じている情報は入っているが、それらについては応急対応をしながら、またどうしても直さなければいけないものについては予算を捻出しながらやっている。まずは最低限の対応ができていると考えている」との答弁がありました。

このほか、「ゆっふるのテナントの契約状況」について質疑がありました。

本決算について討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第7号 令和2年度横手市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第8号 令和2年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算の認定についての2件は、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第11号 令和2年度横手市水道事業会計決算の認定について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「有収率が低いと思うが、単に管の老朽化という言葉だけで片付けて良いのか。このことについて、旧市町村単位で見ているのか、それとももっと細かいブロックで把握しようとしているのか。また、有収率には、メーターの不具合も影響していると伺っているが、その辺はどうか」との質疑に対し、当局より、「現時点では、配水系統ごとに有収率を算出している。各旧市町村単位でもかなり旧簡易水道が残っているところもあるため、その単位で有収率を算出している。また、配水流量を算出する配水池直下のメーターに関しては、日々点検や検満交換をしており、メーターの不具合が有収率に影響を与えているとは考えていない」との答弁がありました。

このほか、「塩ビ管の布設状況」について質疑がありました。

本決算について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により、認定すべきものと決定いたしました。

最後に、認定第12号 令和2年度横手市下水道事業会計決算の認定については、質疑、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により、認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。
よろしくご審議のほど、お願いいたします。

決算特別委員会 総務文教分科会 分科会長報告

総務文教分科会に委嘱になりました認定2件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、認定第1号 令和2年度横手市一般会計歳入歳出決算の認定についての中で、当分科会に委嘱になりました部分に対する、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出2款 総務費では、地域公共交通費について、「雄物川地域と大森病院を結ぶスクールバスを活用した有償旅客運送については、地域からも歓迎され、喜ばれている。地域の足の確保、特に高齢者の足の確保という点からもほかの地域へ拡大すべきと思うが、課題をどう捉えているか」との質疑に対し、当局より、「スクールバスは児童生徒の登下校の送迎だけでなく、校外学習等でも活用しているため、学校で使用しない時間と運行時間の兼ね合いが課題の一つである。また、事業をほかの地域へ拡大するとなった場合、運転手の確保が非常に難しい状況になっていることも大きな課題として挙げられる」との答弁がありました。

また、「デマンド交通が始まってかなり経つが、利用者は減少しているようだ。高齢者の免許返納も年々増えており、将来的に地域の足の確保は今よりも大変になる。地域や利用者からの意見や要望、改善点は検討されているのか」との質疑に対し、当局より、「市としても、地域の足をどう確保していくのかについては非常に重要な課題と捉えている。利用者からはバスゾーンの制約をなしにしてほしいというような声があるが、バスやタクシー事業者との兼ね合いもあり、なかなか難しい。AIやIoTを活用した交通形態も研究されている中、新しい技術を使った効率的・効果的な運送についても引き続き検討していきたいと考えている」との答弁がありました。

また、「地区交流センター化については、議会報告会・意見交換会の際にも、市民の方から様々な意見を伺ったが、特に横手地域では、地域と市の考え方に差異があると感じた。人口が多い地域においては、市の当初方針どおり進めていくことに不安を感じる。現状と今後の見通しはどうなっているか」との質疑に対し、当局より、「横手地域の交流センター化については、金沢地区は実施済み、境町地区は令和4年度、黒川地区

は令和5年度の開始に向けて進んでいる状況である。そのほかの地区については、活動拠点となる公民館がないところもあり、課題だと考えている。また、旧来からの集落と新興住宅街が混在する地区もあり、当初方針にとらわれず、その地区にあった進め方を検討する必要があると感じている」との答弁がありました。

また、「職員数については、定員適正化計画に基づき、正規職員は減ってきているが、非正規職員が一向に減っていない。難しいのは分かるが、人件費抑制は大鉈を振るわないと進まないのではないか。アウトソーシングについてもこれまでたびたび話題になっているが、業務委託の進捗状況はどうなっているか」との質疑に対し、当局より、「令和2年度決算に限っていえば、会計年度任用職員制度の導入により賃金での支給が報酬支給になったことで、人件費が大きく増加した形となった。会計年度任用職員が最も多いのは福祉関係施設であり、施設の委託等が進まないと大幅な減少にはつながらない。今後、養護老人ホームひらか荘の民営化や保育所の民間譲渡、給食センターの業務委託が予定されている。加えて、相談業務などは対人で行うことを基本としながら、定例的業務はICT活用などで効率化を図っていくなど、細やかな取り組みも必要だと考えている」との答弁がありました。

また、「デジタル化の推進により、マイナンバーカードの取得推進や押印廃止などが急速に進められているが、市の窓口業務のデジタル化の進捗状況はどうなっているか」との質疑に対し、当局より、「アナログからデジタルへの移行は国の方針でも示されており、当市においてもその方向に向かっている。例えば、証明書のコンビニ交付が進んできているが、市でもコンビニと同様の機器を導入するとなると、かなり高額であり難しい面もある。キャッシュレス決済での証明書交付は可能となったが、なお一層のデジタル化を進めるためには、市役所内部の事務の流れ等についても見直しが必要になる。利用者の利便性の向上及び事務の効率化に向けて取り組みを進めていきたい」との答弁がありました。

このほか、「男女共同参画推進事業」や「ふるさと会支援事業」、「デジタル化社会における情報の伝え方」などの現状と課題についての質疑がありました。

次に、10款 教育費では、「GIGAスクール構想に対応する取組」や「小中学校の学習環境整備」、「ジョイントフルラーニング事業」などについての質疑がありました。

本決算について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第9号 令和2年度横手市財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑、討論はなく、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。
よろしくご審議のほど、お願いいたします。